

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 感震ブレーカー設置費

大規模地震発生時の火災は、同時に多數による消防力の分散や倒壊ひび割れなどによる交通障害により、大規模な火災に繋がってしまいます。このため、地震時の火災防止対策として、揺れを検知して自動で電気を遮断する感震ブレーカーが有効であるとされています。感震ブレーカー設置費補助を活用し、通電火災を予防しましょう。

### ▼補助対象製品

「一般社団法人日本配線システム工業会」又は「一般社団法人日本消防設備安全センター」の認証を有するもの。

### ▼補助金額

感震ブレーカーの購入又は設置に係る経費の2分の1(上限3,000円)

### ▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、領収書の写し、設置状況が分かる写真、製品の仕様書を合わせて提出してください。申請書は防災安全課(13番窓口)で配布、またはホームページからダウンロードできます。

ページに掲載しています。  
▼詳細 下記二次元コードよりご確認ください。



## 特殊詐欺防止電話機購入費補助の活用を

町では、特殊詐欺防止電話機等の購入費に対する補助を行っています。特殊詐欺電話や迷惑電話による被害の防止にご活用ください。

### ▼補助対象製品

①会話の内容を録音する旨の音声が流れ、自動で録音することができる機器

②特定の電話からの着信を自動的に判別し、通知、警笛、切断等を行う機器

### ▼補助対象者

歳以上の方

▼補助金額 特殊詐欺防止電話機等の購入に係る経費の2分の1(上限4,000円)

### ▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、領収書の写し、規格がわかるもの(カタログ等)、保証書の写し等添付の上、提出してください。申請書は防災安全課(13番窓口)で配布、またはホームページからダウンロードできます。

▼詳細 下記二次元コードよりご確認ください。



## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 特殊詐欺防止電話機購入費補助の活用を

(金)までの期間にエコ通勤を中心とした「エコモビ」に積極的に取り組む、「エコモビ実践キャンペーン2025」に参加しています。

### ▼エコモビ実践

エコモビ実践とは、自動車通勤を控え、より環境負荷の少ない公共交通や自転車、徒歩などで通勤することです。環境交通事故の防止などの効果が期待できます。

①会話の内容を録音する旨の音声が流れ、自動で録音することができる機器

②特定の電話からの着信を自動的に判別し、通知、警笛、切断等を行う機器

### ▼エコモビ実践

エコモビ実践をきっかけに自動車の使い方を見直し、公共交通や自転車の利用をはじめとしたエコ通勤へのご協力をお願いします。

### ▼問い合わせ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ 28・0944

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ▼支給内容

額面27・5万円、5年償還の記名国債

### ▼請求期限

令和10年3月31日必着

### ▼問合せ

福祉課福祉グループ

28・0912

## 第12回特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

### ▼支給対象者

令和7年4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

(2) 戰没者等の子

(3) 戰没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)